

社発第 T-16 号

2019 年 4 月 9 日

貸借取引参加者

代 表 者 殿

日本証券金融株式会社
代表取締役社長 小林 英三

貸借取引銘柄別増担保金徴収措置の解除について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般当社は、下記銘柄の「貸借取引自己取引分」および非清算参加者ごとの「清算取次貸借取引自己取引分」に係る銘柄別増担保金徴収措置を、2019 年 4 月 10 日（申込日）から解除することといたしましたので、ご通知申し上げます。これにより、下記銘柄の貸借担保金率は「30%」となります。

敬 具

記

（東京証券取引所市場分）

（株）ライトアップ 株式（6580）

以 上